

福岡市地球温暖化対策実行計画協議会における協議経過

1 協議会の概要

- 地球温暖化対策の推進に関する法律第 22 条に基づく法定の協議会であり、市民、事業者、学識経験者、関係行政機関等を構成員とする。(温対法第 22 条第 1 項、第 2 項)
- 同協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないこととされている。(温対法第 22 条第 4 項)

2 委員構成 (16 名) (令和 8 年 4 月 1 日現在) (敬称略・五十音順)

氏名	所属・役職等
青柳 努	福岡地所株式会社エネルギー事業部担当部長
浅野 直人 (会長)	福岡大学名誉教授
石谷 賢信	西日本鉄道株式会社経営企画部サステナビリティ・GX 担当課長
江夏 量	西部ガス株式会社カーボンニュートラル推進部マネジャー
大江 史浩	株式会社西日本新聞社総務部長
澤野 慎太郎	九州電力株式会社ビジネスソリューション統括本部地域共生本部環境計画グループ長
白井 太	九州環境エネルギー産業推進機構事務部長
勢一 智子	西南学院大学法学部法律学科教授
丹所 康洋	福岡県環境部脱炭素社会推進課長
永田 隆憲	一般財団法人省エネルギーセンター九州支部事務局長
野口 淳一郎	環境省九州地方環境事務所統括環境保全企画官 兼 事務所次長
萩島 理	九州大学副学長・総合理工学研究院教授
林 真実	消費生活アドバイザー・環境カウンセラー
馬奈木 俊介	九州大学大学院工学研究院教授
山崎 良介	九州旅客鉄道株式会社総合企画本部経営企画部 ESG 推進室長
吉川 泰彰	福岡県地球温暖化防止活動推進センター長

3 福岡市脱炭素戦略 2040 の検討にあたって 3 回の協議会を開催

開催日時	議題
令和 7 年 7 月 4 日	福岡市地球温暖化対策実行計画の改定着手について
令和 7 年 11 月 7 日	福岡市脱炭素戦略 2040 (次期「福岡市地球温暖化対策実行計画」及び「福岡市役所地球温暖化対策率先実行計画」) の骨子案について
令和 8 年 5 月 7 日	福岡市脱炭素戦略 2040 (次期「福岡市地球温暖化対策実行計画」及び「福岡市役所地球温暖化対策率先実行計画」) の原案について

4 主な意見等

【総論】

- ・全体としてよくまとまっており、分かりやすい。計画の実現に必要な多岐にわたる分野がうまく盛り込まれており、いい計画になっていると考える。

【各論】

■家庭部門

- ・家庭での温暖化対策は個々では効果が小さくても積み重ねることで大きな効果が期待できるため、一般市民向けの支援メニューの充実を図るべき。
- ・行動変容に向けた取組みでは未来を担う子どもたちへの働きかけが重要。学校や地域の若者を対象に環境保全の意識を育む体験型学習やイベントを開催することも必要ではないか。

■業務部門

- ・事業者として、新築ビルの省エネ化や100%再エネ化などを進めている。既存ビルについても省エネ化や運用面での改善などにより、市の計画に貢献したい。
- ・今の大学生は脱炭素に関心があるため、中小企業の採用難を踏まえ、企業の採用活動の一つの軸として環境をとらえるのは非常に良い視点だと思う。
- ・財政面や人的制約がある中小企業に対しては、脱炭素の必要性だけでなく脱炭素に取り組むメリットも伝えながら補助金などの周知を図るとよい。

■自動車部門

- ・EVやFCVへの補助金など更なる施策の検討をお願いしたい。また、EV普及の観点から、福岡市でも急速充電器の設置数の拡大を検討する必要がある。
- ・福岡市地下鉄のCO₂フリー化を市民にさらに周知し、公共交通の利用促進やカーシェア、エコドライブの拡大を進めることが重要。

■再生可能エネルギー施策

- ・再エネ導入が進む中、蓄電や蓄熱でのエネルギーの有効利用を進めていくことが重要。蓄電池はコスト面が課題となるため、災害時の停電対策や地域のレジリエンス強化といった観点と結び付けて、市民に訴求することが有効である。
- ・ペロブスカイト太陽電池は日本発だが、量産と技術の面で中国と競争となり、シリコン型と同じ轍を踏まないか危惧する。
- ・一方で、世界的には、今後、建物の壁面などを活用し発電していくことがトレンドであり、福岡市は平地に適地があまりないことを踏まえると、施策としては必要なことだと考える。

■吸収・削減貢献

- ・プラスチックごみの焼却など完全な排出ゼロは難しく、「実質ゼロ」という考え方が重要であり、吸収や市外、海外での削減貢献の取組みについても積極的に進めていく必要がある。
- ・福岡市は都市型の街でありながら森林もある。市役所や地下鉄で進められている緑化事業についても吸収量としては小さいが意味はあるし、ヒートアイランド対策として有効である。

■適応策

- ・気候変動に備えるという適応策に対する行動変容も求められている。市民、事業者において、自然災害等への対策や災害時における再エネ利用など適応策への関心が高まっている。
- ・国において、次期気候変動適応計画の策定を検討中であり、市民・事業者が何をするのかという観点から検討が進められている。原案にも、行政が取り組む内容に加え、市民や事業者も適応策に取り組んでいく必要性を記載していくとよい。